

## 外来化学療法体制について

- 専任の医師、看護師、または薬剤師を院内に常時1人以上配置し、患者さまから電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に当該患者様が当院または連携病院に入院できる体制を確保しています。
- 実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。